



令和2年度【令和3年4月採用予定】

美郷町職員採用試験 受験案内

島根県美郷町 総務課 電話 0855-75-1211(代表)

ホームページ <https://www.town.shimane-misato.lg.jp>

- 受付期間 令和2年11月11日(水)まで [必着]
(持参) 平日8時30分~17時15分(土、日及び祝日を除く。)
(郵送) 11月11日(水)必着
- 第1次試験 月日: 令和2年12月6日(日)
会場: 浜田市野原町 いわみーる
- 採用区分 一般事務: 若干名

1 採用区分・採用予定人数

| 採用区分 | 試験種目 | 採用予定人数 | 主な職務内容 |
|------|--------|--------|---------------------|
| 一般事務 | 高校卒業程度 | 若干名 | 諸部署に勤務し、行政事務に従事します。 |

(注) 採用予定人数は、変更する場合があります。

2 受験資格

| 採用区分 | 年齢、資格等 |
|------|-----------------------------|
| 一般事務 | 平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 |

(欠格事項について)

上記にかかわらず、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 美郷町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(国籍について)

日本国籍を有しない方も試験を受験できます。ただし、採用後、住民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす業務(公権力の行使)及び公の意思の形成に参画する業務に携わることができません。このため、採用後の配置、異動、昇任等の一部制限がありますのでご注意ください。

3 試験の日時・会場

| 試験 | 試験区分 | 日時・試験時間 | 試験会場 |
|-------|---|--|---------------------------|
| 第1次試験 | 令和2年12月6日(日) 受付:9時15分~9時45分 各試験時間の開始10~15分前から、「受験上の注意」があります。 | | 浜田市野原町 1826-1 いわみーる |
| | 一般事務 | 教養試験 10時00分~12時00分 性格特性検査 12時40分~13時00分 | |
| 第2次試験 | 第1次試験の合格者に通知します(12月中旬頃の予定)。 試験日は、12月下旬~翌年1月中旬までの間で実施 | | 邑智郡美郷町粕淵168 みさと館 (庁舎隣) |

(注) 予定であり、変更になる場合があります。

4 試験の内容(種目、時間、内容等)

| 試験 | 採用区分 | 試験種目 | 出題数・時間 | 内容 |
|-------|------|------------------|-------------|--|
| 第1次試験 | 一般事務 | 教養試験 (高校卒業程度) | 40題 2時間 | 公務員として必要な一般的知識及び知能について択一式による筆記試験 (出題分野) 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能 |
| | 一般事務 | 性格特性検査 | 150題 20分 | 公務員に求められる資質について、性格特性を検査 |
| 第2次試験 | 一般事務 | 作文試験 | 1題 60分程度 | 文章による表現力、課題に対する理解力等について記述による筆記試験 |
| | 一般事務 | 面接試験 | — | 主として適性、意欲をみる目的での面接試験等 ※事前に面接シートを提出 |

(注) 1 第2次試験の詳細(内容、提出書類等)は、別途連絡します。

2 必要な場合は、面接を複数回行う場合があります。

5 申込手続

| | |
|------------|--|
| (1) 申込書の入手 | <p>次の方法があります。</p> <p>① 庁舎等での入手 [平日 8:30~17:15] 美郷町総務課又は大和事務所にあります。</p> <p>② 郵送請求での入手 [11月2日(月)までに届いたものに限り返送] 封筒の表に「試験請求」と朱書し、120円切手を貼った宛て先明記の返信用封筒(定型外)を同封して、「下記9(1)」に請求してください。</p> <p>③ 町ホームページから印刷 ホームページに掲載している申込書等を印刷して、使用できます。「試験申込書」は、<u>ハガキとして使用できるように厚紙・両面で印刷</u>してください。</p> |
|------------|--|

| | | | | | |
|-----------------------------|--|----|------|------|-----|
| <p>(2) 申込方法 提出先</p> | <p>① 下記(3)の提出書類に、必要な事項を記入し、美郷町総務課総務係〔下記9(1)〕に提出してください。<u>郵送する場合は、封筒の表に「試験申込」と朱書き、簡易書留郵便で郵送してください。</u></p> <p>② 申込書の「職種欄」は、次の区分により記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="555 315 1002 421"> <tr> <td>職種</td> <td>(記号)</td> </tr> <tr> <td>一般事務</td> <td>(A)</td> </tr> </table> <p>③ 申込みの際は、申込用紙の<u>受験票欄は切り離さないで、裏面に63円切手を貼って宛先を明記してください。</u></p> <p>申込みの際、写真欄に写真を貼らないでください。写真は、<u>受験票の交付を受けた後、自分で試験当日までに貼ってください。</u></p> | 職種 | (記号) | 一般事務 | (A) |
| 職種 | (記号) | | | | |
| 一般事務 | (A) | | | | |
| <p>(3) 提出書類</p> | <p>島根県町村等職員採用統一試験申込書</p> | | | | |
| <p>(4) 申込 受付期間</p> | <p>令和2年11月11日(水)</p> <p>○持参受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日を除く。)</p> <p>○郵送申込み 令和2年11月11日(水) <u>必着</u></p> | | | | |

6 受験にあたっての注意事項

- (1) 受験票は、受験資格を審査し、受付締切後に郵送します。受験票が11月25日(水)までに到着しないときは、美郷町総務課総務係〔下記9(1)〕にご連絡ください。
- (2) 受験票には、最近6ヶ月以内に撮影した写真(上半身・脱帽・正面向き・縦4cm×横3cm)を貼り付けて、第1次試験の当日持参してください。写真が無い場合は受験できません。
- (3) 第1次試験当日は、次のものを持参してください。

| | |
|-----------------------|-------------|
| ○受験票(写真を貼ったもの) | ○HBの鉛筆、消しゴム |
| ○時計を持参する場合は、時計機能だけのもの | ○昼食(必要な場合) |
- (4) 第1次試験当日の服装は、軽装でお越しくください。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応を行います(治癒していない方等の受験控え、体調不良者の自粛、受付時の検温、マスク着用等)。詳しくは、申込された方へお知らせします。
- (6) 災害、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、試験の日程等を変更する場合があります。変更の内容、以降の対応等は、美郷町ホームページでお知らせします。

7 合格発表

次の時期を予定しており、受験者全員に通知します。

【第1次合格】 令和2年12月中旬頃 【最終合格】 令和3年1月中旬～下旬

8 合格から採用まで

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に登載されその中から採用者を決定します。このため、採用候補者名簿に登載された人全員が採用されるとは限りません。採用候補者名簿は、原則として1年間有効です。なお、採用の日は、原則として令和3年4月1日となります。

- (2) 「2 受験資格」を満たさない場合、申込内容に虚偽・不正があった場合、取得見込みである資格等を所定の時期までに取得できなかった場合は、採用される資格を失います。
- (3) 採用の日から6か月間は条件付採用期間となり、この間良好な成績で職務を遂行したときに正式採用となります。
- (4) 給料月額、学校卒業後の経歴に応じて決定します。このほか、給与条例等の規定により扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当の支給があります。

[初任給の例（令和2年4月1日時点）]

高校卒18歳：月額150,600円／大学卒22歳：月額171,700円

9 その他（申込書の提出先など）

- (1) 申込書の提出先・この試験に関する問い合わせ先

美郷町総務課総務係

〒699-4692 島根県邑智郡美郷町粕渕168番地

電話 0855-75-1211（代表） F A X 0855-75-1218（代表）

- (2) 提出書類・個人情報について

提出された書類等は、受付後、返却しません。また、申込書等に記載された個人情報は、採用を目的とする事務に使用します。

- (3) 試験結果の開示について

ア 受験者本人の請求に限り、試験結果（受験者数、合格者数、本人の総合順位）を開示（口頭）することができます。なお、開示する期間は、各試験の合格発表から1か月間です。

イ 請求される場合（詳細）は、あらかじめ問い合わせ先までご連絡ください。